

## 鉱業法 No. 5

### ジョイント・ベンチャー（鉱業権） アライアンス契約とは No. 4

#### 補足書類

アライアンス契約書に付随して補足書類がある場合、この補足書類が契約文体を形態するかどうか吟味する必要があります。

補足契約書と看做された場合、裁判所は JV 参加企業がその補足契約を前提にアライアンス契約を締結したと看做します。よって裁判所は補足契約をアライアンス契約形成の一部と看做します。例えば石炭や鉄鉱石の成分や埋蔵量等が本契約とは別に補足契約の中に含まれる場合も有ります。

裁判所に補足契約書と看做される為には、補足書類が単なる JV 参加企業の意見書ではなく拘束力のある書類でなければなりません。

幣法律事務所の Website の掲載されている“**契約書の読み方**”を参照願います。

補足契約書についてご質問のある方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555

[Legal.one@advantagepartnership.net](mailto:Legal.one@advantagepartnership.net)

[www.advantagepartnership.net](http://www.advantagepartnership.net)

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市

アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所